

十日までに結論を

漁連、早期解決を要望

水俣病調停委

水俣病紛争調停委員会が、一日午前十時から熊本県むつみ寮で第二回目の会合をひらき、紛争の当事者である、県漁連側と新日窒水俣工場側を呼び、調停案作成の資料として双方の意見と要望をきいた。そのさい県漁連側は「水俣病騒動による被害額は二十五億円である」と説明、十日ごろまで

に調停案の結論を出すことや調停案に工場排水の即時停止を盛り込むことなどを要望した。この日は寺本知事、岩尾県会議長、河津県町村会長、中村水俣市長、伊達飛日常任顧問の五委員のほかオブザーバーとして川瀬福岡通産局長、岡全漁連専務も出席、午前十時四十分から県漁連側の村上台長、大野専事や不知火海岸の竹崎、北瀬協長、田中田浦漁協協長、桑原福岡漁協協長らを呼んで希望をきいた。

額を調べて資料を再提出するよう要望、県漁連は早急に調査することになった。また席上川瀬福岡通産局長が「工場廃液が病気の原因だと科学的に確定したときは、漁連は改めて補償を申し入れるのか」と質したのに対し、村上台長は「病気の原因が廃液にあることを漁民は確信して補償を要求している。したがって、原因が科学的に確定したあと再び問題が

もち上がることはなかつ」と答えた。このあと委員会は午後一時半から会社側の吉岡社長、千原専務、西田工場長らを呼んで、会社側の要望をきいた。吉岡社長はそのさいこの問題に対する会社側の基本的態度と工場排水の現在までの処理状況を説明したが、会社側の要望の内容についてはいっさい発表されなかつた。

そのさい漁連側は被害状況について「水俣病が発生した昭和二十八年から現在まで、不知火海岸の水揚げ量は金額にして三十一億円減少した。うち一億円は水俣漁協関係であり、五億円は沿岸漁業の不振による自然減である。したがって水俣病に起因する水俣漁協以外の被害額は二十五億円である」と説明、同時に、①患者補償と漁協補償は切り離すこと②漁業補償はこれまでの補償と将来の補償に分けた水俣漁協方式を採用すること③調停案のなかに工場排水の即時停止と水俣湾の泥土の除去を盛り込むことなどを要望した。また「十日までに調停が成立しなければ、不祥事件が再発する心配もある」として早期解決を訴えた。

これに対し委員会側では被害額と農林統計の差異や各漁協別の被害